

◆出産や育児のための休暇・休業制度等

休暇・休業		条件等	取得単位など	手当金の有無
①	妊娠障害休暇	妊娠障害(つわり等)	14日の範囲内でその都度必要な期間	—
②	休息・補食休暇	母体又は胎児の健康保持に影響	その都度必要と認められる時間	—
③	通勤緩和休暇	交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1時間を超えない範囲で必要な時間	—
④	保健指導等休暇	保健指導又は健康診査	～23週 :1回/4週間 24週～35週:1回/2週間 36週～分娩 :1回/1週間 産後1年間 :1回 1回につき1日の範囲内で必要な時間	—
⑤	産前休暇	8週間(多胎の場合は14週間)以内に出産予定の職員	出産予定日の8週前(多胎の場合は14週前)	—
⑥	産後休暇	出産した職員	出産日の翌日から8週(多胎の場合は10週)	—
⑦	出産補助休暇	妻の出産ための入院の付添い等	妻が母子手帳の交付を受けた日から出産日後8週間までの期間で7日以内	—
⑧	育児時間	2歳の誕生日の前日まで	60分以内1日2回(120分以内1回も可)	—
⑨	育児休業	3歳誕生日の前日まで	子の出生から8週間経過後(産後休暇終了後)	①育児休業手当金 1歳に達する日まで支給 (180日目まで標準報酬日額×67/100、以降は50/100) ②育児休業支援手当金 子の出生後一定期間内(父:出生後8週以内、母:産後休業後8週以内)に夫婦双方が14日以上の子育て休業を取得した場合に、最長28日分、①の手当金に13/100を上乗せして、休業を取得した夫婦ともに支給
⑩	部分休業	小学校就学前まで	1日2時間を超えない範囲	—
⑪	育児短時間勤務	小学校就学前まで	以下のうちのうちいずれかを選択 ①3時間55分×5日 ②4時間55分×5日 ③7時間45分×3日 ④7時間45分×2日+3時間55分×1日	育児時短勤務手当金 子が2歳未満の期間に、短時間勤務時の報酬の最大10%相当額を支給
⑫	子の看護等休暇 (特別休暇)	中学3年生の年度末まで	対象の子1人につき5日/年 疾病やケガ、感染症等による学級閉鎖、その他子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加(入園式、卒園式、入学式、卒業式)	—